

創業支援融資のご案内

この融資は、事業を営んでいない者が荒川区内で創業しようとする場合、区が金融機関や東京信用保証協会との連携をとりながら、創業時に必要とする事業資金を融資あっせんすることにより、荒川区内における創業を支援促進し、区内産業の振興を図ろうとするものです。

1 融資（あっせん）の対象（創業した日から1年未満のものを含む）

- (1) 事業を営んでいない方の開業であること 法人成りは対象となりません
- (2) 新たに営もうとする業種は、信用保証協会の保証対象業種であること
- (3) 許認可等を必要とする事業の場合には、許認可等を受けている（または、受ける）こと
- (4) 法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記(事業実態を伴う)をすること
- (5) 申込者の具体的な事業計画に基づいて、区が行う企業診断等により事業計画が適切と認められたもの
- (6) 申し込みをする日までに納付すべき各種税金等を完納していること

- * 店舗・事業所が 区外 の場合、対象となりません。
- * サラリーマンの副業と見られるもの、生活資金、借入金の返済資金、納税資金、支払済みの代金等は対象となりません。
- * 創業した日とは、登記簿上の会社設立年月日や開業届出日、売上の発生など、事業の開始が確認できる日をいいます

あっせんは、融資の実行を保証するものではありません

区のおっせん後、実際に融資を受ける金融機関及び東京信用保証協会の審査があります

2 融資（あっせん）の条件

- [資金用途] 運転資金、 設備資金、 運転・設備併用資金
- [融資金額] 1,500万円以内
- [返済期間] 運転資金及び運転・設備併用資金 5年以内(据置1年以内を含む)
設備資金 7年以内(据置1年以内を含む)
- [利率] 本人負担利率0.5%(表面金利1.9%、区利子補給1.4%)

3 信用保証

創業支援融資は、原則として東京信用保証協会の信用保証を付していただきます。また、申込者が支払う信用保証料は、融資の実行後、区が全額補助します。

4 保証人・担保等

[保証人] 法人の場合は代表者個人、個人事業者の場合は原則として不要です。

[担保] この融資を含めて、東京信用保証協会における保証額の合計が 8,000 万円以内の場合は、原則として担保は不要です。

(区の創業支援融資と東京都の創業支援融資の利用額の合計)

5 申込の方法

融資あっせん申込みには、事前に創業相談員による指導の下、**開業計画書を作成**していただく必要があります。

創業相談員に開業計画書が適切であると認められた後、融資あっせん書など所定の申込書に下記必要書類を添え、**融資あっせん申込み**となります。

創業支援融資に関しては、金融機関や東京信用保証協会の審査を経て融資の可否が判るまでに特に時間がかかります。

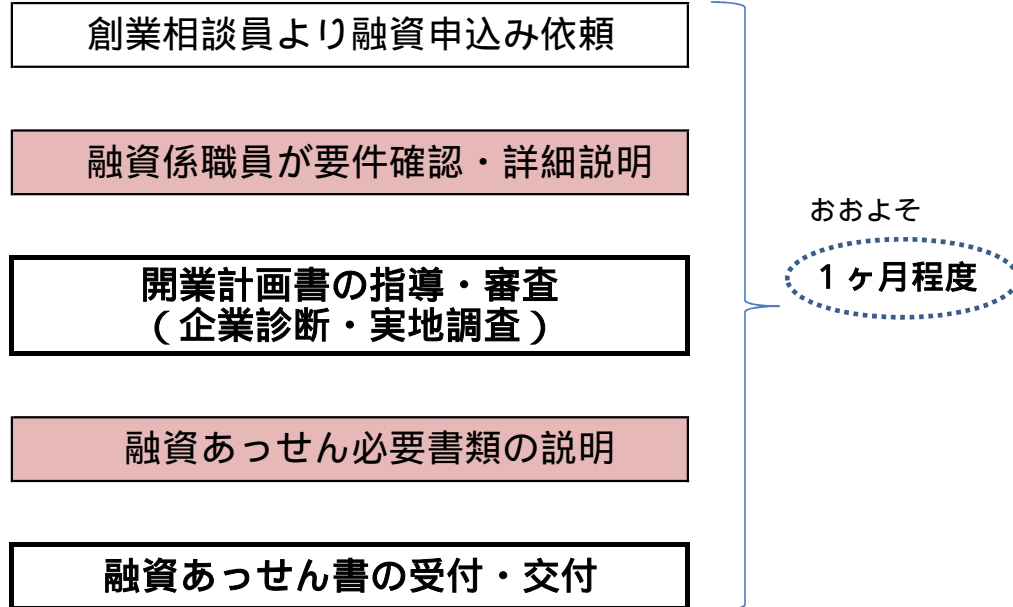
十分な時間的余裕を持ってご相談下さい

6 申し込みに必要な添付書類

法人	個人
開業計画書	
所得証明(前歴等の源泉徴収票・確定申告書・(非)課税証明書等)の写しなど	
法人の印鑑証明書	事業主の印鑑証明書
納税証明書 法人税 その1	納税証明書 所得税 その1
履歴事項全部証明書	
	国民健康保険料納付状況確認、区税納付状況確認
法律に基づく資格を有する場合はその証明書等の写し	
許認可等を必要とする事業の場合は許認可書等の写し	
【設備資金の場合】見積書(カタログ)、契約書の写し	
借地・借家の事業所の増改築・改装を行う場合は、その持ち主の承諾書	
住民票	
預金通帳	
実印	
その他区長が必要と認めた書類	

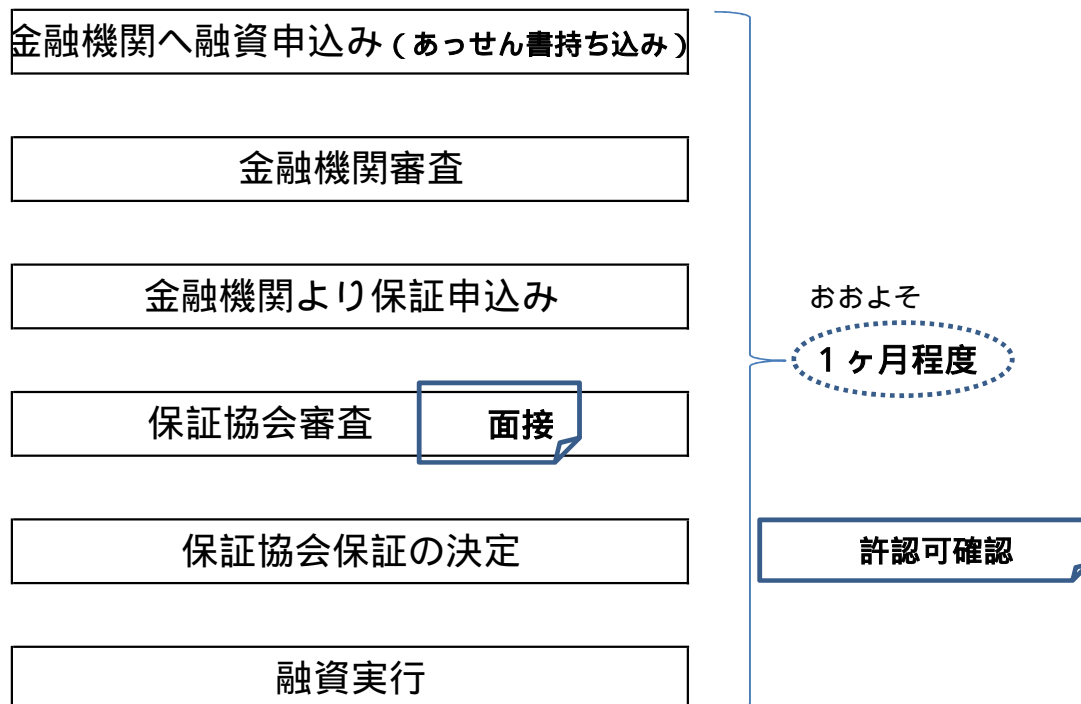
申込みから融資までの流れ

< 区役所にて >



あっせん先が城北信用金庫の場合、産業活性係にて通知書を交付依頼

< 金融機関・保証協会 >



信用保証料の振込は、融資実行後1ヶ月程度かかります。